

# 議 会 の



## 12月定例会

議決された

### 主 な 議 案

- ・平成19年度鶴田町一般会計補正予算（第3号）案
- ・平成19年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- ・平成19年度鶴田町水道事業会計補正予算（第1号）案
- ・平成19年度鶴田町下水道事業会計補正予算（第1号）案
- ・平成19年度鶴田町老人保健特別会計補正予算（第2号）案
- ・平成19年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- ・鶴田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案
- ・鶴田町都市公園条例の一部を改正する条例案
- ・学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- ・鶴田町の公の施設の指定管理者の指定について
- ・ふるさと交流圏民センター事務組合の解散について
- ・ふるさと交流圏民センター事務組合の解散に伴う財産処分について
- ・つがる西北五広域連合規約の変更について

### 概 要

第四回定例会

平成十九年第四回鶴田町議会定例会が、十二月七日から十三日までの会期七日間で開かれました。

議案十六件、議員提出議案一件、意見書案一件について審議が行われ、すべて原案どおり議決（可決十七件、同意一件）されました。

今定例会では主に一般会計をはじめとする六つの会計の予算補正が行われました。一般質問では、後期高齢者医療制度、町の将来の医療政策、町農業の三件についての質問が出ました。

### 一 般 質 問

編集 議会事務局

十二月定例会一般質問の  
要旨をお知らせします

### 新谷賢剛議員

所属党派 日本共産党

## 後期高齢者医療制度について

1 後期高齢者医療制度について見解を求める。  
(1) 来年四月実施はすべきでないと考えられるかどうか。

答弁 町長

先般十月二十二日に、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則が公布され、一部を除いて平成二

十年四月一日から施行することとされたところであります。

青森県においては、全市町村を対象とした青森県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、保険料額などの保険業務の基本となる事項については広域連合が定め、各市町村においてはそれぞれの窓口業務を行うなど分担を図ることになっており、来年四月実施に向けて準備が進行しているところであります。

本制度については、医療制度の一環として実施されるものであり、日本の医療制度の存続性を確保するための国の施策であると認識しております。

(2) 保険料を天引きしたり、払えない人から保険証を取り上げないようすべきである。  
答弁 町長

本制度における保険料の徴収方法は、法令等の定めによって年金からの天引きとなるが、介護保険料と合算した保険料額が当人の年金額の五〇%を超える場合には天引きせず、町が発行する納入通知書により納付するものであります。

また、規則により、保険者である後期高齢者医療広域連合が保険料滞納者から被保険者証の返還を求めることとなる滞納期間は一年であること、返還に際しては事前に書面により通知することや、保険料を納付することができない特別の事情に関する届出書の提出を求めると、未納即保険証の取り上げとはならないものと認識しております。

なお、国保以外の医療保険における被扶養者にかかる保険料は、二十年四月から半年間は徴収せ

ず、その後の半年間は九割減免されるなどの激変緩和策がとられる予定であります。

### (3) 医療内容の差別と制限は行うべきでない。

答弁 町長

福祉や医療にかかる制度を考えてみる場合、差別や高齢者に対してのみの制限は行うべきでないことはいまでもございます。

今般の医療制度改革について、七十五歳以上の人をほかの年代と差別することになるのではないかと、また、必要十分な医療が受けられなくなるのでは、といったさまざまな不安が取りざたされているようにありますが、本制度の導入にあたって国は、「高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入する」とことや、「在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指す」といった点について重視しており、制度が運用される上で、懸念されているような差別や制限がないよう、今後とも注意深く見ていく必要があると考えております。

### (4) 保険料負担の試算はあるか。

答弁 町長

本制度における保険料は、所得割と均等割の合計となっております。青森県後期高齢者医療広域連合が定めた所得割の保険料率は七・四

一%、均等割額は四万五千四百円となっております。

これを踏まえて、広域連合が行った試算によれば、当町の保険料需要額は一億千五百七十七万三千円となり、これから軽減額約三千八百万円を差し引くと現時点での決定保険料額は七千三百五十四万四千八百七十四円となり、対象者

を二千二百十一人として単純に平均すると年額が三万三千三百五十八円になると考えられます。

国保新聞によりますと、全国平均はおおよそ七万二千円程度となっており、もっとも高いのは神奈川県は九万二千七百五十円で、青森県は四万六千三百七十四円でもっとも低くなっております。



## 町の将来の医療政策について

### 2 「病院機能再編計画」と町の将来の医療政策について

(1) とりわけ無床診療所化については、町民の要求の観点からは乖離(がかり)があると考えます。

答弁 町長

平成十八年二月に「西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープラン」をつくり取り組んでいるところでございますが、平成十九年五月三十一日に開催された正副連合長会議において、山形県置賜広域病院と山形県立日本海

病院の先進地視察の提案がありましたので、同年七月十七日に正副連合長、院長および事務長のメンバーで視察をいたしました。

山形県置賜地域では、年々深刻化している病院勤務医の不足、診療科の偏在や自治体の財政難を背景に病院ネットワーク化を図り、高度な医療ができる拠点病院を地域につくり、医師を集めることで絶対的な医師不足に対応するのが狙いの再編成でした。しかし、全国的に注目を集めた仕組みでしたが、運営してみてもわかったことは、周辺のサテライト病院、有床診療所にも一定の医師がいないと患者は拠点病院にばかり集まり、機能を再編成した役割分担はうまくいかななくなっているということです。

た。患者が病院を自由に選べる日本では、もともと大病院志向が強いからだとの説明もありました。

また、せっかく集めた臨床研修生にしても、サテライト病院、有床診療所の患者は、高齢者が中心のために医学的に学べる病例が少ないとの理由から退職したり、大病院へ再就職するため、サテライト病院、有床診療所は医師不足が発生し、存続の危機に立たされていることも分かりました。

また、少子化による患者減少問題は、共通の課題でもありました。西北五地域においても、将来推計人口も、減少の傾向が続く二十年后には十万人の万台を割り込む可能性が高まっているなかにおいて、当初計画された西北五地域自治体病院機能再編成マスタープランの将来の医療政策であるサテライト病院、無床診療所について、先進地視察を参考にし、当病院をも含めて、もっと議論をしながら、再編していきたいと思っております。

また、総務省は、平成二十年度自治体病院の経営改革や健全化などを促す「公立病院改革ガイドライン」の策定に向け、国による財政支援措置に関し、具体的に検討に入っておりますので、町にとつて有利な財政支援を活用し「病院

経営改善委員会」に諮り検討していただき、中核病院建設計画を推進し、医師が地域的に偏在している状況を打開し、地域医療を維持し、住民の健康を守っていくためにも、自治体病院の広域化、統廃合は、今、現実的に考えられる有効な方法と考えております。

今後は、中核病院の建設費に対する国、県の財政支援に、関係者が一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。また、町としても、計画が達成されるよう、国、県に対し要望をしたいと思っております。

## 町農業の現状と今後の見解

3町農業の現状と今後について見解を求めます。

(1)長引く低米価への対策は米価の下支え政策が必要である。

答弁 町長

本県のコメの価格につきまして、昭和六十年頃が一俵一万八千六百円ほどと一番高かった訳ですが、その後米価は年々下降し、今年産米の概算金額は、一俵一万五百円ほどになってしまいました。この米価の減少により、当町においては約十億円以上の減収となつておるところであります。

稲作生産者は良質米生産とともに、生産コストの低減に努力しながら対応してきましたが、それもまた限界状態にあり、極めて厳しい稲作経営を強いられております。

国は、コメの取引価格が年々低下しており、また今年産については、作況が九十九であるにもかかわらず、

ならず、需要量の減少や過剰作付の結果として二十三万トンの生産オーバーが見込まれることから、緊急対策として備蓄米の数量を適正在庫数量である百万トンとするため、三十四万トンを買入することを決定したところであります。

そのことから、先般のコメ市場での取引価格は回復傾向の動きとなつたところであります。まさにこのことは、国が率先してわが国の主食であるコメに関わることで、安定した米価が保たれることを示したことではないかと思っております。

つまりは、わが国の主食であるコメに関しては、国の責任においてしっかりとした対策を講ずることが、日本の主食であるコメや稲作農家を守り、次の世代に引き継ぐ事になるものであると思っております。一時的な政策ではなく、長期的にしっかりと米づくり農家



を守るようなことを望むものであります。

(2)政府の米緊急対策への見解

答弁 町長

この緊急対策については、先ほども申し上げましたが、今年産米の作況が、九十九であるにもかかわらず、コメの消費量が年々減少する中で、生産調整の実効が確保されていないことや、全農の仮渡金の変更などにより米価が大幅に下落傾向になったため、先の十月二十九日に示された対策でありま

す。この対策の主なものを申し上げますと、まず一つには、米価の価格維持と政府在庫の適正化のため、備蓄米の数量を適正在庫数量である百万トンとするため、三十四万トンを買入れること。二つ目として、全農は十八年産うるち米の販売残数量十万吨相当量を

非主食用、いわゆる飼料用として処理すること。次に、国、県、市町村は生産調整の実効性の確保に積極的に関与する。この生産調整の部分については、生産調整非実施者に対する強力な要請とともに、結果として生産目標を達成できない県や地域、いわゆる市町村に対しての産地づくり交付金の調整や、他の補助金等の採択や配分の考慮に關しては、納得出来かねるものがあります。

できないことにより補助事業の不振がございましたが、そのような要件を付しながら実施したにも関わらず、この生産調整事業の実効が十分確保されにくかつたことから、その後国は、生産調整は、生産者や生産者団体自らのこととして取組むことと示したはずであります。そのようなことからしますと、以前実施した意味合いの対策をまた実施することは、農業者や自治体の理解、そしてその実効性も含めいかなるものかと思っております。





(3)リンゴのわい化栽培促進へ町独自策を講ずべき。  
答弁 町長

リンゴのわい化の改植事業は平成六年度から、国の「農業生産体制強化総合推進事業」として開始された事業であります。その後「農業生産総合対策事業」、「生産振興総合対策事業」、そして「強い農業づくり交付金」として実施されてきております。いずれも国の補助率は二分の一でありましたが、本県においては、県で二〇%のかさ上げをするともに、実施市町村の一〇%の義務負担により

実施してきたところでありますが、当町においては、通常の一〇%の義務負担に、さらに五%を上乗せし、一五%のかさ上げとすることにより、より農家負担の軽減を図りながら進めてきたところであります。

昨年度までの当町のわい化の改植事業の実施状況を見てみますと、改植面積が、約五六ヘクタール、植栽本数約四万六千本、受益戸数で、のべ四百十六戸となっております。町のわい化栽培の整備率は一四・五%となっているところであります。

このリンゴのわい化栽培の改植事業については、今年度から、国の新たな事業として「果樹経営支援対策事業」により実施出来ることになりました。

当町においてはリンゴのほか、ブドウ、オウトウの品種更新などについても、同一品種への更新は不可との一部制約はあるものの、実施可能となったところであります。

この果樹経営支援対策事業についての助成予定額を申し上げますと、リンゴの品種更新等に係る改植については、わい化については、一〇アール、三十二万円、普通台は一〇アール、十六万円の定額であります。また、ブドウ、オウトウの改植については、定率で二分の一以内となっておりますが、リンゴも含め、どちらも支給対象者は、町の「果樹産地構造改革計画」による、一定の要件を満たした担い手であります。もちろん認定農業者であれば問題なく担い手である訳であります。

町としましてはこの支援事業の周知のために、事業内容に関するチラシの配布や説明会を開催してきたところであります。今年度、この支援対策の事業実施者は、二十三名の農家で、すべてはリンゴに関するものであります。改植面積は約四・三二ヘクタールであり、うち、わい化は二十名で約三ヘクタール、普通台は三人で約一

ヘクタールとなっているところであります。

また、来年度の事業の実施希望についても現在取りまとめ中ではありますが、現在のところ九人の農家で約一・五ヘクタールの改植面積となっているところであります。

事業実施希望農家から、この事業の実施にあたり、わい性台木の栽植距離についての要望があったところではありますが、この栽植距離や本数については、県のりんご生産指導要項を基準としております。示している数を上回る本数を植栽することについては問題はない訳ですが、少なく植栽することについては指摘されるところであります。

しかしながら、各地域によっては関係する団体で、独自にその植栽本数を定めながら生産振興にあ

たつているところもあるやに聞いておりますので、当町においてもそのような取組をしている団体があるのか、またその独自に決めていることが、事業を実施する上で採択基準を満たせるのか、なども検討する必要があると思っております。

まずは、リンゴ等果樹関係団体のご意見をお聞きしながら、どのような支援が出来るのか検討したいと思っております。

なお、ブドウ、オウトウにつきましては、県の「おいしい果物産地振興事業」で県の補助率にかさ上げをしながら農家支援をしてきておりますし、特にブドウについては、水田に新たに植栽する場合には、一〇アールあたり二万円の町独自の助成措置を講じておりますこともご報告したいと思っております。

福祉灯油購入費助成金の決定

1月17日(木)に開催された臨時議会において、町では、灯油価格の急激な高騰による町民の暖房費負担の軽減対策として、灯油購入費を助成することが決定しました。

助成の対象となるのは、①高齢者世帯②障害者(児)世帯③ひとり親世帯④生活保護世帯で、そのほか税金の滞納の有無などの助成要件があります。助成額は1世帯当たり1万円になります。

助成を受けたい方は2月末までに、保健福祉課に申請書を提出してください。詳しい内容については、1月末に配布した「鶴田町福祉灯油購入費助成のお知らせ」をご覧ください。